

関係各位

輸出貿易管理令の一部改正について

今般、以下のとおり輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）の一部が改正されましたのでお知らせいたします。

【改正の概要】

1. 国際輸出管理レジーム会合における合意等を国内において着実に実施するため、輸出規制の対象となる貨物の見直しを行うもの
【輸出令別表第一関係】
2. バーゼル条約の適切な履行の観点から、不正に輸入された仮陸揚げ状態の特定有害廃棄物等の輸出国への返還について、輸出の承認を要しないこととするもの
【輸出令別表第二関係】
3. 公布日・施行日
 - ・公布日：平成29年11月22日（水）
 - ・施行日：平成29年11月22日（水）（輸出令別表第二関係）
平成30年 1月22日（月）（輸出令別表第一関係）

《添付資料》

- 別紙1 経済産業省のニュースリリース
- 別紙2 輸出貿易管理令の新旧対照表

【問合せ先】

東京税関業務部 通関総括第4部門
電話：03-3599-6341

平成 29 年 11 月 17 日

輸出貿易管理令の一部を改正する政令案が閣議決定されました

経済産業省では、大量破壊兵器の拡散防止及び通常兵器の過剰な蓄積の防止、条約その他の国際約束の履行等を目的として、「外国為替及び外国貿易法」及び同法に基づく輸出貿易管理令(以下「輸出令」という。)等による輸出管理を行っています。

今般、①2016年の国際輸出管理レジーム会合における合意に基づく規制対象貨物の見直し、②国際条約との制度調和の観点からの特例適用範囲の拡大に関して、輸出令の一部を改正する政令案が、本日閣議決定されましたので、お知らせします。

1. 改正の概要

- ・国際輸出管理レジーム会合における合意を国内において着実に実施するため、輸出規制対象貨物の見直しを行います。(輸出令別表第1関係)
- ・バーゼル条約の適切な履行等の観点から、不正に輸入された仮陸揚げ状態の特定有害廃棄物等の輸出国への返還について、輸出の承認を要しないこととします。(輸出令別表第2関係)

具体的な改正内容は以下のとおりです。

<輸出令別表第1関係>

- プラズマ炉及び電子ビーム炉の部分品の追加【輸出令別表第1の2の項の一部改正】
- セラミックの半製品及び一次製品の削除【輸出令別表第1の5の項の一部改正】
- エンコーダの部分品の追加【輸出令別表第1の7の項の一部改正】

<輸出令別表第2関係>

- 仮陸揚げ貨物の特例対象として、特定有害廃棄物等の追加【輸出令第4条第2項第1号の一部改正】

※ 上記輸出令の改正に伴い、関連する省令・告示等についても改正します。

2. 今後の予定

公布:平成 29 年 11 月 22 日(水曜日)

施行:平成 29 年 11 月 22 日(水曜日)(別表第 2 関係)

平成 30 年 1 月 22 日(月曜日)(別表第 1 関係)

(本発表資料のお問い合わせ先)

貿易経済協力局貿易管理部

(輸出令別表第 1 関係)

安全保障貿易管理課長 黒田

担当者:笠間、熊野

電話:03-3501-1511(内線 3271~4)

03-3501-2800(直通)

03-3501-0996(FAX)

(輸出令別表第 2 関係)

貿易管理課長 鈴木

担当者:青木(洋)、井口

電話:03-3501-1511(内線 3241~5)

03-3501-0538(直通)

03-3501-5896(FAX)

○輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（特例）

（特例）

第四条 法第四十八条第一項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物については、この限りでない。

第四条 法第四十八条第一項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物については、この限りでない。

一 四（略）

一 四（略）

2 第二条の規定は、次に掲げる場合には適用しない。ただし、別表二の三七から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物については、この限りでない。

2 第二条の規定は、次に掲げる場合には適用しない。ただし、別表二の三七から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物については、この限りでない。

一 仮に陸揚げした貨物を輸出しようとするとき。ただし、別表第二の一、三五及び三五の二の項の中欄に掲げる貨物（同表の一の項の中欄及び三五の二の項（一）に掲げる貨物にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）を輸出しようとする場合を除く。

一 仮に陸揚げした貨物を輸出しようとするとき。ただし、別表第二の一、三五及び三五の二の項の中欄に掲げる貨物（同表の一の項の中欄に掲げる貨物にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）を輸出しようとする場合を除く。

二 四（略）

二 四（略）

3・4（略）

3・4（略）

別表第一（第一条、第四条関係）

別表第一（第一条、第四条関係）

一	貨物	地域
(略)		(略)

一	貨物	地域
(略)		(略)

二	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一) ～ (十二) (略) (十三) 誘導炉、アーク炉若しくはプラズマ若しくは電子ビームを用いた溶解炉又はこれらの部分品若しくは附属装置 (十四) ～ (五十二) (略)	(略)
三 ～ 四	(略)	(略)
五	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一) ～ (十二) (略) (十三) チタンのほう化物を用いて製造したセラミック粉末 (十四) ～ (十九) (略)	(略)
六	(略)	(略)
七	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一) ～ (七) (略) (八) エンコーダ又はその部分品(四の項の中欄に掲げるものを除く。)	(略)

二	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一) ～ (十二) (略) (十三) 誘導炉、アーク炉若しくはプラズマ若しくは電子ビームを用いた溶解炉又はこれらの附属装置 (十四) ～ (五十二) (略)	(略)
三 ～ 四	(略)	(略)
五	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一) ～ (十二) (略) (十三) チタンのほう化物を用いて製造したセラミック粉末又はセラミックの半製品若しくは一次製品 (十四) ～ (十九) (略)	(略)
六	(略)	(略)
七	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一) ～ (七) (略) (八) エンコーダ(四の項の中欄に掲げるものを除く。)	(略)

六 八 二	
(略)	(八の二) (二十二) (略)
(略)	

六 八 二	
(略)	(八の二) (二十二) (略)
(略)	